

各種警報に伴う措置について

大阪府立平野高等学校
教務部

1 暴風警報発令に伴う措置について

大阪市、東部大阪、南河内、泉州のいずれかの地域に暴風警報が発令される場合以下の対応になります。

1	暴風警報が発令されていない	予定通り。午前8時40分までに登校 その後8時50分より通常授業。
2	午前7時の時点で暴風警報が発令されている	自宅待機
3	午前7時～午前10時の間で暴風警報が解除された	午後1時までに登校。 その後1時25分よりその日の5限、6限の授業
4	午前10時の時点で暴風警報が解除されていない	その日は臨時休校

2 特別警報、避難指示(緊急)・避難勧告(警戒レベル4以上)に伴う措置について

居住地域・通学地域になんらかの特別警報または避難指示・勧告が発令された場合については、暴風警報発令時の措置に準ずる。

3 交通機関ストライキ等に伴う措置について

交通機関の運行に支障が予想される場合の措置については、本校生徒の通学手段の大多数が自転車であることから特別な措置はとらない。

4 Jアラート(全国瞬時警報システム)に伴う措置について

地震・津波など緊急を要する自然災害や、ミサイル攻撃・大規模テロなどの有事の場合、Jアラートの指示に従う。テレビ、ラジオ等で安全が確認できれば、通常の活動を再開する。警報が8:30～17:00に発報された時は校内放送で具体的な指示をする。